越前市区域外就学（指定学校変更）就学許可方針

越前市教育委員会

1　就学すべき学校に希望する特別支援学級が設置されていない場合

2　最終学年である場合や、学年途中の場合

3　新築中の家屋が後数か月に完成予定の場合や、住宅に関して特別の事情がある場合

4　保護者が共働きで帰宅しても大人が誰もいない場合や、父母の職業により特別の考慮を必要とする場合

5　兄姉に区域外就学が許可されていて、弟妹が同一校就学を希望する場合

6　通学途上に危険箇所がある場合や、遠距離通学で通学困難である場合

7　その他特別な事情により教育上の配慮を必要とする場合

平成１７年１０月１日制定

※ 一度の申請で、認められる許可期間は最大限、卒業までとする。
（ただし、４については年度ごとに申請するものとし、許可期間は年度末までとする。）

※ ７については必要に応じて、関係各課等と協議し意見を求めるものとする。
なお、許可していた理由が解消された場合においては、許可期間内においても承諾を取り消すものとする。

区域外（校区外）就学に必要な書類

１～７　通学区域外申請書（学校教育課様式）・家族全員の住民票

３　①建築の場合　：建築業者との契約証又は建築確認済証

②住宅資金の借入　：借入契約証

（①②どちらか一方の書類）

４　保護者の勤務先証明書

６　学校及び自宅の入った住宅地図のコピー

７　在学校長の具申

※ １～６は保護者が用意し、７は学校教育課から学校長に依頼する。